

令和3年度長野県職業訓練実施計画（案）

令和3年3月5日

令和3年4月22日(修正)

長野県
長野労働局

1 総説

（1）計画のねらい

この計画は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第16条第1項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設において実施する職業訓練（同法第15条の7第3項の規定に基づき実施する職業訓練を含む。以下「公共職業訓練」という。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号、以下「支援法」という。）第4条第2項に規定する認定職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）を実施するに当たり、国で策定する全国規模の総合的な職業訓練実施計画も踏まえ、国及び長野県が一体となって地域における求職者の動向や訓練ニーズに対応した職業訓練受講の機会を十分に確保するため、職業訓練の実施に関する実施分野、規模の設定及び地域の関係機関間の連携方策等の重要な事項を定めたものである。

（2）計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

（3）計画の改定

この計画は、職業訓練の実施状況等を踏まえ、改定する。

2 労働市場の動向と課題等

（1）労働市場の動向と課題

県内の雇用情勢は、平成26年1月以降、有効求人倍率（季節調整値）が1倍を超える状態が継続し、令和元年度平均が1.55倍となるなど高水準で推移していたが、新型コロナウイルス感染症が及ぼす雇用への影響により、令和2年7月には0.99倍と1倍を下回った。その後、同年9月には1倍台に回復し、直近の令和2年12月には1.18倍となり、弱い動きであるものの、改善の傾向も見られるところである。

有効求人数（季節調整値）は、令和2年3月まで4万人台で推移していたところ、同年4月以降4万人を割り込む状況となったが、12月には40,627人となつた。一方、有効求職者数（季節調整値）は概ね3万人台前半で推移し、令和2年12月には33,130人となっている。

なお、令和2年12月の新規求人数（実数値）は、14,881人となり、前年同月比で6.0%減少し、新規求人のうち正社員の割合は43.7%で前年同月比1.2ポイントの増加となっている。

産業別新規求人の状況は、県内の主力産業である製造業をはじめ、多くの産業で前年同月を下回り、建設業など一部の産業で前年同期を上回った状況となっている。

また、1件あたり10人以上の人員整理の状況については、令和2年度は12月までに47件、1,335人となっている。

これらのことから長野県の雇用情勢については、「新規求人の改善が進んでいるものの、なお弱い動きが続いている」とし、引き続き、新型コロナウイルス感染症の雇用に及ぼす影響等について注視していく必要がある。

(2) 令和2年度における公的職業訓練をめぐる状況

令和2年4月から令和2年11月末までにおいて、新規求職者のうち、支援法第2条に規定する「特定求職者」に該当する可能性のある者の数は31,632人（対前年同月比3.6%）。また、令和2年度の職業訓練の受講者数は次のとおり。

学卒者訓練	離職者訓練				求職者 支援訓練	合計	※学卒者訓練は、令和2年度新規入校者数。 ※離職者訓練・求職者支援訓練は、令和2年4月～令和2年11月末までの入校者数。
		施設内訓練	委託訓練	小計			
長野県	249	45	853	898		1,147	
機構		429		429		429	
労働局					354	354	
合計	249	474	853	1,327	354	1,930	

令和2年度の職業訓練の就職率は次のとおり。

- ・公共職業訓練（学卒者訓練） 専門課程 98.0%
普通課程 95.9%
- ・公共職業訓練（離職者訓練） 施設内訓練 83.5%
委託訓練 71.1%
- ・求職者支援訓練 基礎コース 23.0%
実践コース 55.5%

注) 就職率：学卒者訓練は、令和2年3月に終了したコースの1ヶ月後の実績

施設内訓練は、令和2年8月末までに終了したコースの3ヶ月後の実績。（長野県は8月末までに終了したコースがないため、9月末まで）

委託訓練は、令和2年8月末までに終了したコースの3ヶ月後の実績。

求職者支援訓練は、令和2年度中に終了したコースのうち、令和2年4月末までの訓練修了者等の訓練修了後3ヶ月後の実績。

3 計画期間中の公的職業訓練の対象者数等

(1) 実施方針

長野県内の雇用情勢は弱い動きが続いており、新型コロナウイルス感染症の影響による雇用情勢の悪化に対応するため、産業の動向に与える影響等を踏まえた訓練コースを設定し、感染防止対策を講じたうえで訓練を実施するとともに、就職氷河期世代の不安定就労者・無業者を安定した職業生活に移行させるため、対象者の特性・訓練ニーズに応じたコースの設定に努めることとする。

また、少子高齢化・人口減少社会が進展する中、人材育成の強化や働く者の生産性の向上、女性や高齢者の活躍促進のために、令和3年度における公的職業訓練においても、成長分野、人手不足分野とされている分野・職種に重点を置き実施することとし、地域の産業の動向や求人ニーズを踏まえた効果的な訓練の設定と実施にも努めるものとする。

そのため、長野県における公的職業訓練が計画的かつ効果的に実施できるよう、公共職業訓練と求職者支援訓練について、一体的に計画を策定する。

さらに、国（長野労働局）、長野県をはじめとする関係地方自治体や独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「支援機構」という。）のほか、訓練実施機関・団体や労使団体等の幅広い連携・協力関係を密にし、総合的に人材育成に取り組んでいくこととする。

(2) 離職者訓練の対象者数等

ア 施設内訓練

- 施設内訓練については、令和3年度は長野県全域で18科、587人の訓練定員で実施する。
- ものづくり分野における求人状況を踏まえて訓練内容を常に見直し、企業が求める技能・技術を訓練生に習得させると共に、企業人として相応しい人格形成を、キャリアコンサルティングを通じて実施していく。
- 県及び支援機構ともに施設内訓練の就職率は、令和2年度実績以上を目指す。

実施主体	実施場所	科数	定員
県	長野県南信工科短期大学校	2	20
	長野県岡谷技術専門校	2	20
	長野県佐久技術専門校	2	20
支援機構	長野職業能力開発促進センター	8	305
	うち日本版デュアルシステム	1	15
	長野職業能力開発促進センター 松本訓練センター	4	222
	うち日本版デュアルシステム	0	0

総 計	1 8	5 8 7
-----	-----	-------

(詳細は別紙「施設内訓練実施計画表」)

イ 委託訓練

- ・ 民間教育訓練機関等に委託する訓練については、長野県全域で 106 コース、1,417 人の訓練定員で実施する。
- ・ 労働局と長野県との一層の連携を図り、地域の求人・求職ニーズに応じた離職者の就職促進に資する訓練科目を設定していくと共に、介護・建設・運輸といった人手不足分野及び分野を超えてニーズの高い I T 分野の技術者を養成する訓練コースの設定に取り組んでいく。
- ・ 子育て中の女性の再就職が円滑に進むよう、育児等と両立しやすい短時間の訓練コースや訓練受講期間の託児支援サービスの提供等を推進する。
- ・ これまで能力開発機会に恵まれなかつた非正規雇用労働者等を、国家資格の取得等によって正社員就職に導くため、また、地域産業で必要とされる人材を育成する職業能力開発施策の柱として、長期の訓練コースを設定する。
- ・ これらの取り組みにより就職率 77%を目指す。

種 類	訓練科(訓練職種)	コース数	定員数	施 設 名
長期高度人材育成コース	介護福祉士養成科(介護系)	7	26	長野、松本、飯田、佐久技術専門校
	保育士養成科	4	14	長野、岡谷、飯田、佐久技術専門校
	その他	8	36	長野、松本、岡谷、飯田技術専門校
知識等習得コース	介護職員養成科等(介護系) パソコン事務科等(事務系) 3次元 CAD・品質管理科(製造系)	72	1, 143	工科短期大学校、南信工科短期大学校及び長野、松本、岡谷、飯田、佐久、上松技術専門校
委託型デュアルシステムコース	介護職員初任者研修科等(介護系)	2	30	長野、岡谷技術専門校
建設人材育成コース	建設人材育成科(建設系)	4	75	工科短期大学校、飯田技術専門校
育児等短時間コース	パソコン実務科等(事務系)	7	63	工科短期大学校、南信工科短期大学校及び長野、松本、岡谷、飯田、佐久技術専門校
大型自動車一種運転業務従事者育成コース	大型自動車一種運転業務従事者育成コース	2	30	飯田技術専門校
総 計		106	1, 417	

(3) 学卒者訓練の対象者数等

- 学卒者訓練については、専門課程2年制を工科短期大学校で4科160人、南信工科短期大学校で2科80人、普通課程1年～2年制を技術専門校で13科355人、合計595人の訓練定員で実施する。
- 工科短期大学校の人材育成ニーズ調査結果では、工科短期大学校に取り組んでほしい課題として、現行の基礎技術教育の充実や先端技術に関する研究会活動の充実等が求められており、今後とも、企業ニーズに応じた柔軟なカリキュラム、学生の質の保証、ブランド化を目指した取り組み等を推進する。
- 技術専門校の人材育成ニーズ調査結果では、多くの製造業企業から今後新たに高めたい技術のうち、技術専門校で養成に取り組んでほしいものとして、NC加工、マシニングセンタ技術、製品・部品設計などが求められており、ものづくり分野を中心とする技能者の育成を引き続き行う。各校に設置している校運営協議会において、訓練カリキュラムの見直しや訓練科の改編を検討する等、効果的・効率的な訓練の実施に努めていく。
- 工科短期大学校においては就職率100%を、技術専門校においては就職率95%を目指す。

実施主体	実施場所	科数	定員
県	長野県工科短期大学校	4	160
	長野県南信工科短期大学校	2	80
	長野県長野技術専門校	4	75
	長野県松本技術専門校	3	150
	長野県岡谷技術専門校	1	10
	長野県飯田技術専門校	2	60
	長野県佐久技術専門校	1	20
	長野県上松技術専門校	2	40
総 計		19	595

(詳細は別紙「施設内訓練実施計画表」)

※全コース2年制

※自動車整備のみ2年制

(4) 在職者訓練の対象者数等

- 在職者訓練については、長野県全域で301コース、3,451人の訓練定員で実施する。
- 長野県内で事業を営む企業の従業員に対し、技能・技術等に関する講習会を開催し、個々のスキル向上の支援をすることにより、企業の技術力の維持・向上、技能の継承及び若年技術者等の育成を図る。
- 事業主等へのニーズ調査に基づき、訓練計画を実施し、訓練コース実施後の受講者及び事業所アンケート調査及び受講者の習得度の測定・評価を通して、常に訓練内容を見直し品質の向上を図っていく。

- ・ 70歳までの就業機会の確保に向けた中高年齢者に対する訓練コースを開発、実施。

実施主体	実施場所	コース数	定員
県	長野県工科短期大学校	8	90
	長野県南信工科短期大学校	44	482
	長野県長野技術専門校	14	212
	長野県松本技術専門校	16	210
	長野県岡谷技術専門校	46	376
	長野県飯田技術専門校	31	280
	長野県佐久技術専門校	35	300
	長野県上松技術専門校	3	40
支援機構	長野職業能力開発促進センター	60	767
	長野職業能力開発促進センター 松本訓練センター	44	694
総 計		301	3, 451

- ・ 上記の外、ポリテクセンター長野及び松本に設置している「生産性向上人材育成支援センター」において、在職者訓練のコーディネートや生産性向上に必要な生産管理、IT利活用等を習得するための事業主支援を行い、民間人材等を活用した在職者訓練を実施することにより、中小企業等の労働生産性向上に向けた人材育成を支援する。
- ・ 生産性向上支援訓練については、長野県全域で730人（ITを活用した実践的な業務改善を習得する訓練コースを含む）の訓練定員で実施する。
- ・ 生産性向上支援訓練（70歳までの就業機会の確保に資する中高年齢者向け訓練コース）については、長野県全域で60人の訓練定員で実施する。

(5) 障害者等に対する公共職業訓練の対象者数等

- ・ 障害者の態様に応じた多様な委託訓練については、長野県全域で186人の規模で実施していく。
- ・ 南信工科短期大学校、長野技術専門校、松本技術専門校、佐久技術専門校の4校を拠点校とし、障がい者職業訓練コーディネーター、障がい者職業訓練コーチを1名ずつ配置し、関係機関との連携・支援を図っていく。
- ・ これらの取り組みにより、就職率55%を目指す。

訓練コース(訓練科)名	訓練期間	定 員
知識・技能習得訓練コース	2～4ヶ月	78
実践能力習得訓練コース	1～3ヶ月	83
e-ラーニングコース	3ヶ月	5
特別支援学校早期訓練コース	1～3ヶ月	20
合 計		186

(6) 求職者支援訓練の対象者数等

- 令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響も懸念されることや就職氷河期世代の不安定就労者・無業者などの非正規雇用労働者や自営廃業者などの雇用保険の基本手当を受けることができない者に対する雇用のセーフティネットとしての機能が果たせるよう1,000人程度に訓練機会を提供するため、訓練認定規模1,681人を上限とする。
- 訓練内容としては、基礎的能力を習得する職業訓練（基礎コース）と、実践的能力を習得する職業訓練（実践コース）を設定する。
- その際、成長分野、人材不足分野とされている分野・職種に重点を置くとともに、地域における産業の動向や求人ニーズを踏まえたものとなるよう、訓練実施機関の開拓にも努めるものとする。また、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響を踏まえた訓練コースの設定に努めるとともに、就職氷河期世代の不安定就労者・無業者を安定した職業生活に移行させるため、対象者の特性・訓練ニーズに応じた訓練コースの設定にも努めることとする。
- 出産・育児を理由とする離職者については、育児と職業訓練の両立を支援するため、短時間の訓練コース及び託児サービス付き訓練コースの設定を推進する。
- 訓練認定規模は、以下のとおりとし、具体的な地域ごとの上限値は表1のとおりとする。

- イ 基礎コース 訓練認定規模の 45%
ロ 実践コース 訓練認定規模の 55%

うち全国共通分野

介護系 実践コース全体の訓練認定規模の 20%程度（うち要件緩和対象専用枠：介護系の訓練認定規模の 20%程度）

医療事務系 " 5%程度

情報系 " 10%程度

うちその他の成長分野、人手不足分野（例えば、農業・環境・観光・建設など）等

実践コース全体の訓練認定規模の 65%程度

- 基礎コースにおいて、地域ニーズ枠として、学校卒業後に不安定就労を繰り返しているため安定就労に必要な能力基盤が弱い等の若年求職者を対象として、訓練実施機関の施設内での訓練と企業実習を組み合わせた「営業・販売・事務分野（若年者対象）」を設定する。
- 実践コースの「その他の成長分野、人手不足分野等」において、地域ニーズ枠として、人手不足分野（農業、環境、建設等。ただし、介護、医療事務、情報を除く。）とされている職種の人材育成に重点をおいて訓練を設定する。
- 求職者支援訓練のうち、全国職業訓練実施計画に定める上限値以下で次の割合までは、新規参入となる職業訓練を認定する。

イ 基礎コース	30%
ロ 実践コース	30%
- これらにより、雇用保険適用就職率として、基礎コースで 58%、実践コースで 63%を目指す。

表1

分野	地域					うち 新規参入枠
		長野県	北信地域 優先	東信地域 優先	中信地域 優先	
合 計	1,681人					504人
基礎コース	760人	190人	190人	190人	190人	
うち営業・販売・事務分野 (若年者対象)	100人	*100人				228人
実践コース	921人					
介護福祉分野	190人	*190人				
うち要件緩和対象専用枠	40人	*40人				
医療事務分野	41人	*41人				
情報分野	100人	*100人				
その他	590人	150人	140人	150人	150人	
うち人手不足分野(介護を除く)	100人	*100人				

*介護系・医療事務系・情報系及びその他のうち営業・販売・事務（若年者対象）、人手不足分野の定員数は合計欄で計上

(注1) 長野県においては、4～6月は四半期、7月以降は毎月ごとに認定する

また、申請対象期間の設定数を超える認定申請がある場合は、

イ 新規参入枠については、職業訓練の案等が良好なものから

ロ 実績枠については、求職者支援訓練の就職実績等が良好なものから認定する。

(注2) 地域枠（北信、東信、中信、南信の4地域）は、それぞれ地域優先共有枠とし、同一認定期間の余剰定員を他地域の同一分野に活用できるものとする。

(注3) 実践コースの介護系、医療事務系及び情報系については、全地域一括で選定する。

また、当該枠に余剰が生じた場合、余剰定員を同一認定期間の実践コースの「その他」枠で活用できるものとする。

(注4) 基礎コースの「営業・販売・事務分野（若年者対象）」及び実践コースの「その他」の「人手不足分野」は、全地域一括の地域ニーズ枠として、当該枠内で最優先に選定する。なお、若年者対象とは、概ね40歳未満の者をいう。

また、営業・販売・事務分野（若年者対象）枠に余剰が生じた場合、余剰定員を基礎コースで活用できるものとし、人手不足分野枠に余剰が生じた場合、余剰定員を実践コースの「その他」枠で活用できるものとする。

(注5) 各認定枠において、実績枠の申請1コース（認定枠の上限人数までとする。）を優先的に選定する。

(注6) 新規参入枠について、基礎コースにおいては全地域一括の共有枠、実践コースにおいては全地域一括・全分野の共有枠とし、(注5)の条件を満たした上で優先的に選定する。

また、実績枠に余剰定員が生じた場合、枠の活用のために同一認定期間での新規枠への振替（全期間における各コースの30%までとする。）を可能とする。

(注7) 上記に掲げる定員調整後に余剰定員が生じた場合は、次期以降（ただし、同一年度内に限る。）に繰り越すものとする。また、10月以降においては、余剰定員を基礎コース、実践コース間で振り替えることを可能とする。

4 公的職業訓練の実施に当たり公共職業能力開発施設等が行うべき事項等

(1) 関係機関との連携

- ・ 長野労働局・長野県・支援機構が公共職業訓練と求職者支援訓練の訓練規模、分野、時期及びこれらの公的職業訓練に係る周知・広報等について一体的に調整を行うことで、訓練実施者を確保し、適切な職業訓練機会の提供と受講者を確保する。
- ・ 職業訓練を効果的に実施し、訓練修了者の就職を実現していく上で、長野労働局、長野県及び支援機構はもとより、地域の訓練実施機関の団体や労使団体等の幅広い理解と協力が必要である。このため、令和3年度においても長野県地域訓練協議会を開催して、関係者の連携・協力の下に、地域の実情を踏まえた計画的で実効ある職業訓練を推進するとともに、職業訓練の実施状況等についてフォローアップを行うこととする。
- ・ 長野県地域訓練協議会の下にワーキング・チームを設置し、①産業ニーズを踏まえた訓練内容の検討、②本計画に基づく具体的実施方策及び連携方策の検討・作成、③「訓練カリキュラム等検証・改善会議」として位置づけ、長野県が実施する委託訓練の質の検証・改善、④広報の検証・改善、⑤計画の進捗管理等を行う。
- ・ コロナ禍における「新しい生活様式」を踏まえた感染防止対策を講じ、感染に注意しながら訓練を実施するとともに、訓練機会の乏しい地域における対応の一環として、オンラインによる訓練の普及を図り、その活用を推進する方策を検討する。

- ・ このほか、公共職業訓練（離職者訓練）及び求職者支援訓練におけるジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングの着実な実施等に資するよう、長野県ジョブ・カード運営本部において、効果的な周知・啓発のあり方を検討し、関係機関を通じた周知を図る。

（2）公的職業訓練の受講生の能力及び適性に応じた公的職業訓練の実施

- ・ 公的職業訓練の受講を希望する者に対しては、ハローワークやジョブカフェ信州等におけるキャリアコンサルティングを通じ、就職に結びつく適切な訓練コースの選択を支援する。
- ・ ハローワークは、求職者支援訓練受講者及び職業訓練受講給付金の受給者に対し、個々に就職支援計画を作成し、訓練期間中及び訓練修了後3ヶ月における毎月1回の指定来所日を定め、就職支援計画に沿った求職活動状況の確認と職業相談により早期の就職を支援する。
なお、求職者支援訓練の基礎コース修了後、引き続き技能向上のため公共職業訓練（離職者訓練）の受講が必要と思われる者に対しては、関連する訓練情報を探し円滑な受講に向けた支援を行う。
- ・ 訓練実施機関等は、訓練受講中にジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングの機会を設け、訓練修了後の求職活動の方向性を明確化するとともに、訓練実施機関とハローワーク、ジョブカフェ信州とが連携し、訓練効果を活かせる求人情報の提供など、就職に向けた支援を充実する。
- ・ 公共職業訓練の訓練実施機関は、訓練修了1ヶ月前を目途に、就職先が決まっていない訓練受講者について必ずハローワークへ誘導し、職業相談を受けさせるとともに、訓練修了時及び訓練修了3ヶ月後における訓練受講者の就職状況等の情報をハローワークへ提供することにより、ハローワークと連携した就職支援に取り組むこととする。
- ・ 訓練修了後は、訓練実施機関による独自の就職支援を行うほか、ハローワークやジョブカフェ信州においても訓練実施機関が訓練修了時に交付したジョブ・カード（評価シートを含む。）等を活用し、未就職者の就職支援に一層取り組むこととする。

施設内訓練実施計画表(案)

別 紙

都道府県立 機構立 施設名	訓練科名	設定年度	高度職業訓練			普通職業訓練										土日 夜間別	定員 第1種 定員		
			専門課程		応用課程	普通課程			短期課程(2ヶ月以上)				短期課程(2ヶ月未満)						
			定員		定員	中卒		高卒	右記を除く訓練		若者を対象とした訓練(機構のみ)		学卒者訓練						
			1年	2年	1年	2年	1年	2年	1年	2年	1回定員 ×回数	訓練期間 及び 開始月	1回定員 ×回数	訓練期間 及び 開始月	1回定員 ×回数	訓練期間 及び 開始月			
都道府県立 機構立 施設	工科短期大学校	生産技術科 「機械システム学科」	H7	20 (20)	20 (20)												40 (40)		
		制御技術科 「システム制御学科」	H7	20 (20)	20 (20)												40 (40)		
		電子技術科 「情報エレクトロニクス学科」	H7	20 (20)	20 (20)												40 (40)		
		情報技術科 「知能情報システム学科」	H7	20 (20)	20 (20)												40 (40)		
		計 4 科		80 (80)	80 (80)												160 (160)		
	短期大工学校	生産技術科 「機械・生産技術科」	H28	20 (20)	20 (20)												40 (40)		
		電気エネルギー制御科 「電気・制御技術科」	H28	20 (20)	20 (20)												40 (40)		
		機械科	H28								10×2 (10×2)	20 (20)	6ヶ月 (4,10)					20 (20)	
	都道府県立 施設	計 3 科		40 (40)	40 (40)						20 (20)						80 (80)		
		長野技術専門校	S46								20 (20)						20 (20)		
	松本技術専門校	電気工事科	S46								20 (20)						20 (20)		
		製版科 「画像処理印刷科」	S46								15 (15)						15 (15)		
		木造建築科	H6								20 (20)						20 (20)		
		計 4 科									75 (75)	0 (0)					75 (75)		
		電気工事科 「電気・設備科(電気システムコース)」	H12								10 (10)	10 (10)					20 (20)		
		自動車整備科	H12								25 (25)	25 (25)					50 (50)		
		木造建築科 「建築科」	H12								20 (20)	20 (20)					40 (40)		
		冷凍空調設備科 「電気・設備科(建築設備コース)」	H12								20 (20)	20 (20)					40 (40)		
		計 4 科									75 (75)	75 (75)					150 (150)		

都道府県立機構	施設名	訓練科名	設定年度	高度職業訓練		普通職業訓練								土日夜間別	定員	
				専門課程		応用課程		普通課程		短期課程(2ヶ月以上)		短期課程(2ヶ月未満)				
				定員	定員	中卒	高卒	右記を除く訓練	若者を対象とした訓練(機関のみ)	学卒者訓練	1回定員×回数	訓練期間及び開始月	1回定員×回数	訓練期間及び開始月		
				1年	2年	1年	2年	定員	定員	1年	2年	1年	2年	1回定員×回数	訓練期間及び開始月	1回定員×回数
都道府県立施設	専門技術	コンピュータ制御科 「ものづくり技術科」	S63					10 (10)								10 (10)
		機械制御科	H19					10×1 (10×1)	10 (10)	6ヶ月 (4)						10 (10)
		電子制御科 「FA装置科」	H19					10×1 (10×1)	10 (10)	6ヶ月 (10)						10 (10)
		3科						10 (10)	0 (0)	20 (20)						10 (10)
	専門技術	自動車整備科	H11					20 (20)	20 (20)							40 (40)
		木造建築科	H17					20 (20)								20 (20)
		2科						40 (40)	20 (20)							60 (60)
	佐久技術専門校	機械加工科	H25					20 (20)								20 (20)
		機械CAD加工科	H25						10×2 (10×2)	20 (20)	6ヶ月 (4,10)					20 (0)
		2科						20 (20)	0 (0)	20 (20)						40 (40)
	上松技術	木工科	H6					20 (20)								20 (20)
		木工科 「木材造形科」	H22					20 (20)								20 (20)
		2科						40 (40)	0 (0)	0 (0)						40 (40)
		県立校小計		120 (120)	120 (120)			260 (260)	95 (95)	60 (60)						655 (655)
8校	24科															

都道府県立機構立施設	施設名	訓練科名	設定年度	高度職業訓練				普通職業訓練								土日夜間別	定員		
				専門課程		応用課程		普通課程				短期課程(2ヶ月以上)							
				定員		定員		中卒		高卒		右記を除く訓練		若者を対象とした訓練(機構のみ)		学卒者訓練			
				1年	2年	1年	2年	定員	定員	1年	2年	1回定員 ×回数	訓練期間 及び 開始月	1回定員 ×回数	訓練期間 及び 開始月	1回定員 ×回数	訓練期間 及び 開始月		
高齢・障害・求職者雇用支援機構立施設	長野促進職業センター開発	テクニカルオペレーション科 「機械CAD/NC加工科」	H29									15×3 (15×3)	45 (45) (9,12,3)	6ヶ月					45 (45)
		機械オペレーション科(デュアル)	H16										15×1 (15×1)	15 (15) (6)	6ヶ月				15 (15)
		CADものづくりサポート科	H27									15×2 (15×2)	30 (30) (8,2)	6ヶ月					30 (30)
		ビル管理技術科 「ビル設備サービス科」	H24									15×4 (15×4)	60 (60) (4,7,10,1)	6ヶ月					60 (60)
		住環境計画科 「建築CADデザイン科」	H25									20×2 (20×2)	40 (40) (9,3)	6ヶ月					40 (40)
		電気設備技術科	H元									15×4 (15×4)	60 (60) (4,7,10,1)	6ヶ月					60 (60)
		スマート生産サポート科「新設」	R3									20×2 (15×2)	40 (30) (8,2)	6ヶ月					40 (0)
		生産システムマネジメント科										0 (15×2)	6ヶ月 (30) (8,2)						0 (30)
		生産システム技術科「廃止」 「生産設備保全科」																	
		橋渡し訓練(統合型)														15×1 (15×1)	15 (15) (5)	1ヶ月	15 (15)
		機械オペレーション科(デュアル)																	
松本促進職業センター開発	松本促進職業センター開発	テクニカルオペレーション科 「CAD/NC技術科」	H8									15×4 (15×4)	60 (60) (4,7,10,1)	6ヶ月					60 (60)
		橋渡し訓練(集合型)	H29													4×2 (2×2)	8 (4) (6,12)	1ヶ月	8 (4)
		CAD/NC技術科																	
		CADものづくりサポート科「新設」	R3									15×2 (15×2)	30 (30) (9,3)	6ヶ月					30 (0)
		金属加工科	H8									12×4 (12×4)	48 (48) (4,7,10,1)	6ヶ月					48 (48)
		橋渡し訓練(集合型)	H29													4×2 (2×2)	8 (4) (6,12)	1ヶ月	8 (4)
		金属加工科																	
		電気設備技術科	H8									15×4 (15×4)	60 (60) (4,7,10,1)	6ヶ月					60 (60)
		橋渡し訓練(集合型)	H29													4×2 (2×2)	8 (4) (6,12)	1ヶ月	8 (4)
		電気設備技術科																	
		テクニカルオペレーション科(デュアル) 「機械NC技術科」「廃止」	H27										(12×2)	6ヶ月 (24) (7,1)	(4×2)	1ヶ月 (8) (6,12)		0 (32)	
		機構立校 小計										473 (433)		15 (39)			39 (35)		527 (507)
2校		15 科		120 (120)	120 (120)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	260 (260)	95 (95)	533 (493)		15 (39)			39 (35)		1,182 (1,162)
		合 計																	

1. 「定員」欄は、「1回定員×訓練回数」で記入、前年度定員を下に()書きで同様に記入。
2. 「訓練期間及び訓練開始月」欄は、「訓練開始月」を「訓練期間」の下に()書きで記入。
3. 「訓練科名」欄は、次の要領で記入。
 - ① 同一の訓練科で2つ以上の訓練コースがある場合は、各訓練コースごとに記入(以下同じ)。
 - ② 都道府県独自の訓練科名称については、それぞれ下に「」書きで記入。
4. 「定員計の第1種定員」欄は、雇用対策法第18条第2号により都道府県が支給する訓練手当に係る定員及び駐留軍関係離職者(駐)と沖縄失業者求職手帳所持者(沖)で国が支給する訓練手当に係る定員をいう。なお、駐及び沖の定員は、外数で()書きで記入。
5. 廃止科は、訓練科名を()書き、定員欄に当年度定員を「0」、前年度定員を下に()書きで記入。
6. 普通職業訓練の短期課程「学卒者訓練」欄は、専修訓練課程から短期課程へ転換し、新規学卒者を対象とした訓練を記入。
7. 土日・夜間等に行う場合、「土日・夜間の別」欄に記入。
8. 障害者を対象とした訓練科(コース)については、訓練科(コース)名の前に以下の記号を付し、訓練科(コース)名の後に対象となる障害種別(身体障害、知的障害、精神障害、発達障害等)を()書きで記載。
 - ・「一般校活用した障害者職業能力開発事業実施要領」に基づくモデル事業として実施している場合→障モ・「一般校を活用した障害者職業能力開発事業実施要領」に基づく事業終了後、交付金事業として実施している場合→障交・上記以外の場合→障単
9. 日本版デュアルシステム(専門課程・普通課程・短期課程)を実施する施設においては、実施校の訓練科の後にデの記号を付す。
10. 職業能力開発総合大学校で実施する、高度職業訓練の特定専門課程及び特定応用課程においては、訓練科の後に特の記号を付す。